

平成24年度「東京都環境影響評価審査会」

第1回総会

速 記 録

平成24年4月27日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

小川環境都市づくり課長 本日は、お忙しい中、また足元がお悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。

総会に先立ちまして、まず、事務局の方から幹部職員の異動がございましたので、御紹介申し上げます。

アセスメント担当課長、夏目が転出となりまして、新たに転入いたしましたアセスメント担当課長、上田でございます。

上田アセスメント担当課長 上田でございます。

4月1日付で転入してまいりました。審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

小川環境都市づくり課長 それでは、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員23名のうち12名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成24年度第1回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 本日、傍聴を希望する方がいます。東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入场)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。よろしくお願い致します。

ただいまから、平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会を開催いたします。

本日は、会議次第にありますように、諮問1件と受理報告を受けることにいたします。

それでは、初めに諮問案件について事務局から提案してください。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料、次第をおめくりいただいて、1ページになります。

24環都環第40号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成24年4月27日

東京都知事 石原 慎太郎

記

諮問第393号 「都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業」環境影響評価書案
以上でございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの案件につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の
皆様、よろしくお願いたします。

諮問案件の概要につきまして事務局から説明をお願いいたします。

宗野アセスメント担当課長 それでは、お手元の薄い紫の冊子が評価書案でございます。
一番上に載っている比較的厚いものが都営桐ヶ丘団地の評価書案でございます。

1ページ、事業者は東京都でございます。

対象事業の種類は住宅団地の新設です。

対象事情の内容の概略です。都営桐ヶ丘団地は、昭和51年までに整備された総戸数約
5,000戸の団地でございます。老朽化のため、平成8年度から前期の建替事業を行ってい
るものであります。本事業は、その前期の建替事業に引き続き、第4期・第5期というこ
とで約2,000戸の住宅を建替する事業でございます。

13ページ、計画地の位置図でございます。計画地の東側約1kmのところにはJR赤羽駅、
計画地の西側、図で言うと左側のところになりますけれども、南北に走っている道路がご
ざいですが、こちらが国道17号（中山道）でございます。また、計画地の北側、300m程
度のところには東西に走っている道路がございですが、こちらが環状8号線という位置関係
でございます。

15ページ、こちらの図は土地利用計画図でございます。赤い点線で囲まれた部分は第4
期事業の区域、青い点線で囲まれた部分は第5期の事業区域。黒い点線で囲まれた部分が
図の右の上の方でございますけれども、こちらは除却のみを行う区域でございます。今回
の事業の特徴の1つですが、団地外の主要道路との円滑な交通ネットワーク確保のため、
団地内を南北に縦断する区道を整備するというところでございます。

こちらについては、1枚めくった16ページの現況図をご覧いただきますと、この現況図
と計画図を比較してみますと、計画地の南側の部分に南北を貫く道路が計画されているこ
とが分かるかと思えます。これが事業の特徴の1つでございます。

19ページ、こちらの図は建物の配置図です。字が小さくて分かりづらいのですが、各建物の上に重ねて数字が記載されておりまして、これは階高でございまして、7～8階程度のものが多くを占める形になっております。一番高い建物は赤色の部分が2か所ございまして、北側の赤い部分の中に14階、高さ45mの建物が1棟ございます。

29ページ、工事の工程表でございまして。第4期の工事から着手いたしまして、その後、除却工事、第5期の工事を平成30年度にかけて行う計画でございまして。

42ページ、こちらの表は環境影響の要因と項目の関係の表でございまして。大気汚染や騒音・振動など10の項目を選定しているということでございまして。

事業の概要の説明は以上でございまして。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、受理関係について引き続き、事務局から報告をお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 それでは続きまして、受理関係の御報告をさせていただきます。審議会資料2ページをご覧ください。資料2でございまして。

まず、環境影響評価書案、ただいま諮問させていただきました都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業でございまして。2番目、環境影響評価書の提出がございまして。こちらにつきましては、この後個別に御説明をさせていただきますけれども、（仮称）目黒駅前地区第一種市街地再開発事業ほか1件。3番目、事後調査報告書、練馬清掃工場建替事業（工事の施行中その1）ほか1件。4番目、変更の届出は豊洲新市場建設事業ほか4件。5番目、着工届、イオン東久留米ショッピングセンター（仮称）建築事業。6番目、完了届、東京港臨海道路建設事業。7番目、準備書についての意見の概要及び事業者の見解を記載した書面といたしまして、川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画でございまして。8番目、その他、都市計画道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業ほか1件となっております。

それでは、受理報告につきましてそれぞれ担当から御説明させていただきます。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。

先ほどの桐ヶ丘団地の評価書案も紫ですが、これから申します目黒駅前の再開発事業も紫でございまして、「環境影響評価書 目黒駅前地区第一種市街地再開発事業」というちょっと厚めの評価書がございまして。

まず、こちらの評価書の10ページ、既に先生方には項目別の御審議をさせていただいているところですが、そこに位置図がございまして。事業用地は、品川区上大崎三丁目でございます。JR目黒駅前の敷地1.7haに高層ビルを3棟建てるものでございまして。

本日の次第の資料の3ページから説明をさせていただきたいと思います。

本評価書に対する審査意見書との対応関係になっております。全部で項目は11項目ございます。評価書案に対する審査意見書の内容と評価書の内容が対応する形で書かれております。

それではまず初めに、大気汚染から参ります。

1番目、大気質の濃度予測は、東京管区気象台における観測結果を用いているが、その理由について、調査結果と気象台の観測結果との相関性について示してくださいということがございます。それに対しまして、気象台の観測結果を用い、理由を追記いたしました。また、四季の風向・風速の現地調査を行い補完いたしております。

2つ目、建機の稼働等に伴う二酸化窒素濃度の予測に当たって、変換式として用いた指数近似モデルの選定理由について特徴を示しながら明らかにしてくださいということがございます。これについては、窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換式の概要及び使用した変換式を記載いたしました。建設機械の稼働に伴う大気質等については、窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換を再計算いたしております。

3つ目、建機の稼働に伴う二酸化窒素濃度の予測結果は、環境基準を超えており、付加率も高いので、影響を軽減するために環境保全措置を検討することという御意見に対しまして、隣接する住宅等への影響を軽減するために環境保全措置を記載いたしました。

続きまして、4ページ、騒音・振動になっております。

道路交通騒音の予測に当たって、当該花房山通りは、一般道路であって、予測地点近傍では、非常走行区間に適用されるパワーレベルを用いることということに対しましては、非常区間に適用されるパワーレベル式を用い、再予測の結果をお示しいたしました。

2つ目、建設機械の稼働に当たっては、稼働時間帯について配慮するなど、一層の騒音・振動の低減に努めることということに対しましては、環境保全措置を記載いたしました。

3つ目、評価の結果の記述は、表形式で整理するなどして、分かりやすく表現することということに対しましては、表形式にして整理をいたしました。

続きまして、地盤についてです。

地下部の工事について、山留工の種別にかかわらず、地盤の安定状況を確認する必要があるため、計画地やその周辺における地盤の変形等を未然に防止することに努めることということで、これにつきましては、地下水及び地盤高の観測を行い、地盤の変形等の未然防止に努めるよう記載いたしました。

続きまして、水環境でございます。

水環境の保全の観点から、地下水流動阻害要因の減少に努めること。また、雨水の流出抑制対策について方策を示すことということにつきましては、地下水流動阻害要因の減少及び本事業における雨水流出抑制対策についてお示しいたしました。

続きまして、5ページ、日影でございます。

日影規制の状況を表で示すこと。それについては、日影時間の予測結果と日影規制の指定状況の表を記載いたしました。

続きまして、電波障害でございます。

東京スカイツリーのテレビ電波の送信状況が明らかになった時点で現況調査及び予測・評価を行うとしていることから、その調査手法、予測手法の内容を事後調査計画書において示すことということについては、事後調査報告書で明らかにするということを記載いたしました。

続きまして、風環境でございます。

1つ目、計画地の近隣に公園や教育施設があることから、可能な限り防風対策を実施すること。また、防風対策の効果を確認して、適切な措置を講じることということに対しましては、歩道状空地には防風植栽に加えて、高木植栽を施していくことを記載いたしました。今後の詳細設計の中で可能な限り防風対策を実施する旨、記載いたしました。

2番目、ガストファクターの数値をどのように適用したのか具体的に記述することということで、文献に基づく予測式を用いて記載いたしました。評価に当たっては、下限を1.8、上限を4.4として評価をしたということを記載いたしました。また、計算数値の詳細を記載して、根拠等についても文献を引用して記載いたしました。

3つ目、防風植栽について分かりやすく記載することということに対しましては、緑化計画図の防風植栽の位置をお示しいたしました。環境保全のための措置について、防風植栽の位置を記載いたしました。

続きまして、6ページ、景観についてでございます。

圧迫感の緩和措置の効果について記述すること。また、高層建築物が地域景観に及ぼす影響を低減する方法を講じることということに対しまして評価書では、森を創出することによる緩和措置の効果を記載いたしました。また、高層建築物が地域景観に及ぼす影響の低減策について記載いたしました。

続きまして、自然との触れ合い活動の場ということでございます。

緑のネットワークについて記載すること。また、通り抜け歩行者道路について分かりやす

く説明することということにつきましては、緑のネットワークの図を加えました。また、歩道状空地の計画地内への通路の関係を記載いたしました。

続きまして、廃棄物でございます。

事業系一般廃棄物について発生抑制やリサイクルに努めることに対しましては、評価書では、発生抑制、リサイクル等のために、テナント等への啓発活動を行う旨、追記いたしました。

最後、温室効果ガスでございます。

仮想消費一次エネルギー量の原単位について、必要に応じて再検討することということについては、評価書では、「東京都 省エネカルテ」による原単位を用いて再予測し、その結果を予測及び評価に反映いたしました。

2つ目、本事業では、自然エネルギーを積極的に利用することとしていることから、環境保全のための措置に具体的に記述することについては、評価書では、太陽光発電等の自然エネルギーの導入について具体的に記述いたしました。

以上でございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、続きまして、7ページをご覧ください。

「第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業」の評価書案に対する審査意見と評価書との関連でございます。

騒音・振動の1つ目の意見は、掘削事務局の重機騒音の予測値が近傍民家などで評価指標を上回ることから、環境保全措置の詳細な記述を求めるものでございます。対応は、建設機械の重複稼働を避けることを図表にまとめるなどにより、騒音の低減を図ることを追記しております。

2つ目の意見は、プラント付近の敷地境界での騒音が現況で規制基準を上回っているということでしたので、予測評価を行い、環境保全の措置の検討を求めたというものでございます。対応は、工場に近い敷地境界において予測・評価を行い、環境保全措置を追記したということでございます。

水質汚濁の1つ目の意見は、降水時のSS濃度の予測に関してより影響が大きくなる場合が考えられるということで予測の見直しを求めたものです。対応としては、当初の評価書案では、雨の多い時期のみ予測しておったわけですが、河川流量の少ない時期についても予測を行い、その結果を記載したということでございます。

2つ目の意見は、濁水発生量の予測条件である集水区分と調整池の容量設定に用いている集

水区域との関係を明らかにすることを求めるものでございます。対応といたしましては、それぞれが対象としている区域は同じであると。濁水発生の予測条件の集水区分については、樹林がある部分とない部分を分けて計算した。調整池の容量設定のための集水区域については、すべてを裸地として計算したということを追記しております。

地形・地質の1つ目の意見は、切土による流れ盤すべりは発生しないとしていることについて分かりやすい説明を求めるものでございます。対応については、お手元にあります評価書の159ページ、図がございますが、法面が東側に傾斜する形になっているのに対しまして、地層は南側に傾斜していることから、流れ盤すべりが発生しづらい形になっているということを図で説明しております。

また本日の資料に戻りまして、8ページ、地形・地質の2つ目の意見は、環境保全措置として行う落下防止ネットなどの設置場所について説明を求めるものでございます。対応ですが、比較的大きな落石については落下防止ネットで対応する。小石などの落石についてはしごら柵を設置するというので、設置場所の説明を追記しております。

水循環の1つ目の意見は、馬道沢と枝沢との位置関係を明らかにする。また、馬道沢の現況水量の推計方法について説明を求めるものです。対応は、馬道沢と枝沢の位置関係を模式図に整理することとともに、推計値としておりました馬道沢の流量については実測を行い、その数値を記載したということでございます。

2つ目の意見は、土地改変が河川流量に及ぼす影響をできる限り定量的に予測するよう求めるものでございます。対応といたしましては、現地調査を基に晴天時と降雨時について定量的な流量予測を実施したということでございます。

3つ目の意見は、馬道沢の流量への影響に関しまして、土地の改変と植栽緑地との関係を明らかにするよう求めるものでございます。評価書案の176～179ページにかけてをご覧ください。5年ごとに30年後までの土地の改変の状況と植栽緑地の関係を整理しているということでございます。

また本日の資料に戻りまして、8ページ、生物・生態系の1つ目の意見でございますが、残留緑地を混交林にしていく管理の方法について説明を求めるものでございます。対応ですが、林相転換を進めていく管理の方法と群落形成の工程を整理し、記述しております。

2つ目の意見は、伐採に伴い発生した良質な表土の保管と管理の方法について記述を求めるものです。対応は、流出防止のためのシート掛けをするなど、表土の保管・管理の方法を追記しております。

3つ目の意見は、事業区域の周辺はクマタカの行動圏の一部と考えられるということで、モニタリング調査を適切に行うことを求めるものです。対応は、森林の伐採の際は、営巢木の有無など、モニタリング調査を実施するという追記しております。

廃棄物の意見は、事業実施に伴う廃土・廃石等について再資源化の目標値の設定を求めるものです。対応といたしましては、伐採樹林の有効活用や廃土・廃石の活用に関する目標値を追記したということでございます。

9ページ、温室効果ガスに関する1つ目の意見は、緑地の整備によりCO₂の吸収源が創出できるとしていることについて説明を求めるものです。対応としましては、事業実施に伴う緑地面積の推移と二酸化炭素の固定量の関係を明らかにしたということです。

2つ目の意見は、CO₂の排出量についてこれまでの事業実績に基づくCO₂の排出量についても算定を求めるものでございます。対応といたしましては、檜原工場の電気等の使用量の実績を基にいたしまして、CO₂排出量を算定したということでございます。

後先になりますけれども、少し前の案件なものですから、位置だけ一応お話しておきたいと思っております。評価書の7、8ページをご覧くださいと思います。東京の山梨県境になりますけれども、檜原村の中で既に採石を行っている事業の拡張の事業ということでございます。これに対する意見の対応の報告でございました。

続きまして、本日の資料の10ページ、こちらは練馬清掃工場の建替事業の事後調査報告書でございます。

平成21年9月に答申をいただいた案件でございます。

敷地約1万5,000m²に500t/日の焼却炉を2基設置するものでございます。現在、工事は既存の工場の解体を終えたところということでございます。

調査結果の内容でございますが、建設作業騒音につきましては、事後調査結果はすべての地点で予測結果を下回っておりました。建設作業の振動の方ですが、事後調査結果はC地点を除きまして予測結果を下回っておりました。C地点が上回った原因でございますが、建設機械の配置が予測したときよりも南側になっていたことによるものではないかと考えられるということでございます。

廃棄物につきましては、発生量と再資源化量を表にまとめております。

苦情の有無でございますが、騒音に関して6件、振動に関して8件の苦情がございました。作業時間や作業手順の徹底を図るということを説明いたしまして理解を得たということでございます。

11ページ、JR中央線の三鷹～立川間の連続立体交差化と複々線化事業の事後調査報告書でございます。

かなり前ですけれども、平成5年11月に答申をいただいた案件でございます、11kmの区間の高架と地下のトンネルとで整備する事業でございます。

調査結果の内容でございますが、大気汚染につきましては、少し古い案件でございますので、工事用車両の一般車両に占める割合で予測をしておったということでございます。事後調査結果は、3つの地点で予測結果を上回っていたということでございます。上回った原因は、工事用車両が踏切の規制により迂回したことや一般の車両が予測時より減少したことなどによるものということでございます。

騒音です。事後調査結果は、2と3の地点で予測結果を上回っておりました。特に3の地点は予測結果を9dBほど上回っておりました。その原因は、工事用車両の出入口等から回り込んだ後、上に高架の構造物ができていた関係によるものと考えられます。そのように大きく予測値を上回っておりましたので、建設機械を家屋から離す、また可能な限り開口部を小さくする等の騒音低減対策の徹底を図るとしております。

振動につきましては、事後調査結果は、すべての地点で予測結果を下回っておりました。

地盤沈下につきましては、周辺地盤への影響はほとんどなかったということでございます。

苦情の有無ですが、21～22年度にかけまして建設作業騒音に関して22件、振動に関して13件寄せられたということでございます。夜間作業の縮減や防音シートの設置などの対応を行いまして、理解が得られるように努めたということでございます。

本日の資料の12ページ、豊洲新市場建設事業の変更届でございます。

答申日が小さく上段に書いてございますけれども、記載に間違いがございまして、平成22年11月でございますが、答申をいただいたのは、平成23年4月19日でございます。申し訳ありません。

約40万㎡の敷地に卸売市場と商業施設、駐車場を整備する事業でございます。

変更の内容でございますが、各街区とも汚染物質が計画地の外側と行き来しないように遮水壁を設置した後、その中の汚染土壌を掘削するように計画しておりましたが、作業工程の調整の結果、汚染物資が計画地外と行き来するおそれのない地下水位より上の土壌については遮水壁の設置と並行して掘削を行うよう変更するものでございます。

なお、今回の変更に伴う関連する項目の予測評価の見直しにつきましては、水質汚濁については、地下水位より上の土壌を掘削することにより、計画地の周辺と地下水が流出、流入

することはなく、計画地周辺の地下水の水質への影響はないということから、評価の結論に変更はございません。

土壌汚染に関しましては、地下水位より上の土壌の掘削により、地下水を介した土壌汚染の拡散は発生しないということから、評価の結論に変更はないということでございます。

本日の資料の13ページ、先ほど事後調査で御説明しました案件です。JR東日本の中央線の連続立体化の事業でございます。

列車走行の安全性や駅利用者の安全確保の観点から、安全管理体制などの見直しを行いまして、その結果、当初、平成28年までとしていた工事期間を平成31年度まで3年間延長するものでございます。

環境影響評価項目の見直しにつきましては、工事内容や予測条件に変更はないということから、評価の結論は変わらないということでございます。

上田アセスメント担当課長 それでは、続きまして、資料の14ページ、臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整備事業についての事業の変更届でございます。

まず、お手元の事業変更について、東京都首都高速道路株式会社がつくりました臨海部幹線道路建設事業というものがございますが、3ページ、位置図がございます。非常に範囲が広がりますので、位置図で御確認いただければと思っております。本件は道路の新設及び改築、土地区画整理事業でございます。

答申は、平成4年6月26日、事業変更の受理日が平成24年3月29日となっております。

そこがございます事業区間でございますが、放射34号線、環状2号線、補助314号線、補助315号線、高速晴海線を整備するものでございます。

本件につきましては、道路新設だけではなく、区画整理事業を含む全体の事業の進捗に併せて補助314号線及び補助315号線の事業予定期間をそれぞれ3年間延長するものでございます。

変更前については、ともに23年度終了ということが26年度終了ということで、内容変更の概略に表が記載されております。

環境影響評価項目の再評価結果としましては、工期の延長に伴う工事内容や予測条件に変更はなく、評価の結論に変更はないということになってございます。

続きまして、本日の資料の15ページ、大日本印刷市谷工場整備事業の事業計画の変更でございます。答申は、21年2月27日、事業計画の変更を受理した日が本年3月30日でございます。

本件は、新宿区市谷加賀町1丁目1番の敷地面積5万4,900㎡に高層建築物の新築及び工場の

設置を行うものでございます。

工事の予定期間は、 期、 期、 期に分かれておりまして、21～23年、24～26年、27～29年度がそれぞれ予定されており、供用開始が平成30年1月という予定になっております。

変更内容の概略でございますが、全体の工期の変更はないのですが、既存工場の移転計画の見直しにより、 期工事の建屋の解体工程が後ろ倒しに変更になって、それに伴って施工計画のより詳細な検討を行った結果、建機等の稼働台数が変更になるものでございます。稼働台数の変更については表でお示ししてございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、環境影響評価項目全14項目のうち、期工事の施行中に係る2項目（大気汚染、騒音、振動）について予測・評価の見直しを行ったところ、いずれも変更前と同レベル、またはそれよりも小さくなることから、評価の結論は変わらないという結果でございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の16ページ、大井ふ頭その1・その2間埋立事業の変更届でございます。

こちらの内容につきましては、お手元の変更届で御説明いたしたいと思っております。

2ページ、事業計画地の位置でございます。大田区東海六丁目の約22haを197万m³埋め立てるということでございます。図で言うと、右側が海になりますけれども、海水側の護岸の延長は320m、内水側にも護岸を設置することとしておりまして、250mとなっております。

5ページ、字が小さくて分かりづらいのですが、下側が変更前、上段が変更後の平面図でございます。下側の図の右側の部分は海になりますけれども、波の反射を吸収するケーソン護岸を約200m設置する計画としておりました。事業の実施に当たりまして、実施段階の詳細な検討を行った結果、上段のように変更後の図面でございますが、波を消す機能を持ったケーソンの護岸は80m短縮いたしまして、120mにする。これに伴いまして、ケーソン護岸の北側につきましては、当初、捨石護岸でしたが、その延長を25m延長する。また、ケーソン護岸の南側の矢板式護岸について65m延長するというところでございます。また、図の左側の方に内水側の護岸がございまして、こちらについても詳細な設計を再度いたしまして、液状化対策が必要だということが判明いたしましたので、護岸の構造を変更しているというところでございます。

環境影響評価項目の見直しに関してですが、使用する建設機械や工事用車両が変更となることから、関連する項目について見直しを行っておりますが、いずれの項目とも評価の結論は変わらないというところでございます。

本日の資料の18ページ、こちらの資料は、いわゆる外環道の条例90条に基づく事業計画の変更をまとめた資料でございます。

答申日が記載されておりますけれども、平成23年というのは間違いでございます、平成18年11月14日でございます。申し訳ありません。

内容につきましては、お手元の資料で御説明させていただきたいと思っております。

冊子の2ページ、事業計画の概要図でございます。上段が平面図、下段が縦断面図となっております。左から東名道を起点といたしまして、中央道を経由して図で言うと右側の関越道と接続する16kmの区間を4車線の道路を築造する事業でございます。下側の断面図を見ていただきますと、ほとんどの区間がトンネル構造でございます、高速道路と接続する部分についてのみ地上に上がってくる形となっております。

6ページ、上段の2つの表は作業工程表でございます。上段が変更後、下段の2段目のものが変更前の工程表でございます。用地買収なども入っておりますので分かりづらくなっておりますけれども、当初、準備工から供用開始の平成32年まで約13年間の工事期間を予定しておりましたが、着工は遅れたわけですけれども、当初の計画のとおり、平成32年に供用するというので、工事期間が9年間に短縮するということでございます。この工事期間が短くなる工事の区分でございますが、トンネルの工事区分が短くなるということでございます。

この工事期間の変更によりまして、このページの下表にありますように、日当たりの工事用車両の台数が増えるということでございます。

11ページ、こちらの図は、予測地点をまとめたものでございます。今回の変更に関する土砂の搬出は、一般道は用いず、すべて高速道路で搬出する計画でございますので、予測の見直しを行う地点は、左側の東名高速道路のところでは、1と2、中央道のところでは6と7、関越道につきましては12ということでございます。

14ページ、こちらの表は工事用車両の走行に伴う粉じん等の発生量の予測をまとめたものでございます。各予測地点について変更前後の予測値を、上下でちょっと見づらいかもかもしれませんが、まとめております。

20ページ、こちらの表は工事用車両の運行に伴うNO₂とSPMの予測結果でございます。いずれの地点も変更の前と後で予測値がほとんど変わらないということでございます。

25ページ、こちらの表は工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果でございます。こちらの変更の前と後でほとんど変わらないということでございます。

29ページ、こちらの表は工事用車両の走行に伴う振動レベルの予測結果でございます。変

更の前と比べますと、変更後は1dBほど増加する予測地点が多いという状況でございます。

本件の説明は以上でございます。

上田アセスメント担当課長 それでは、東京国際空港再拡張事業の環境監視調査結果の報告でございます。

東京国際空港拡張事業による影響を把握することを目的として、環境監視計画に基づき実施された環境監視調査の結果が第8回東京国際空港再拡張事業に係る環境監視委員会に報告されたので、本審議会にその内容を報告するものでございます。

本日の資料の20ページでございます。

国の第8回東京国際空港拡張に係る委員会が開催されたのが24年2月21日でございます。

事業の種類は、滑走路の新設に伴う飛行場及びその施設の変更と公有水面の埋立てというものでございます。

規模といたしましては、羽田空港及び地先公有水面に長さ2,500mの滑走路を新設するものでございまして、22年で工事は終了し、22年10月から供用が開始されております。

調査の時期としては、22年11月から23年10月。

項目といたしましては、大気環境、水環境というものでございます。

環境監視結果でございます。1つ目として大気環境、大気質についてでございます。NO₂はすべての測定局において環境基準の長期的評価を満足していました。SPMは環境基準の長期評価については満足していましたが、短期的評価については一部の測定局で超過してました。これは黄砂による影響が原因と考えられるというものでございます。

2つ目として騒音でございます。東海三丁目1番地及び羽田三丁目3番においては環境管理目標を超過しているが、いずれも供用以前より環境管理目標を超過しているものでございまして、その他については基準値を下回ってございました。航空機騒音については環境基準値を下回っております。

3つ目として低周波音でございます。同様または下回る結果ではございました。心理的影響の評価等の各閾値と比較すると一部の測定地点でやや上回っていましたが、ほとんどの測定地点では評価値及び閾値を下回ってございました。

水環境でございます。1つ目として流況でございます。流向についてはおおむね予測結果と同様の傾向でございました。一部の水域で上げ潮時と平均流が予測結果よりもやや大きい値でございましたが、周辺に影響を及ぼすような大きな変化ではございませんでした。

21ページ、水質、塩分の夏季調査において、全水域の上層で低い値が見られました。その

他の項目については、工事前の調査結果の変動の幅に含まれるか、それよりも低い値でございました。

低質についてです。調査結果は変動の範囲で推移しており、著しい変化は見られていないというものでございます。

動植物は種類数、個体数ともに工事前の調査結果の変動の範囲内で推移しており、著しい変化は見られませんというものでございます。

生態系についてです。水質については著しい変化は見られないということでございます。底質についても、有機物含有量が高くなる傾向が見られたが、泥の体積による局所的な変化があるものと考えられる。その他は著しい変化は見られていない。動植物について、種類数、個体数、出現種とも著しい変化は見られない。

暗環境でございます。水中照度については、棧橋下では日中もほとんど日が当たらない環境となっていることが確認できた。水質については、夏季に中層～下層のD0が低く、貧酸素状態が確認されたが、その他の項目については周辺海域と大きな差は見られなかった。低質については、COD及び硫化物が上昇傾向にあり、周辺と比較してもやや高い状況を示している。付着生物について、種構成や生息量の変化は見られないが、棧橋下の堆積物の量が春季、夏季を中心に増加する傾向が見られるというものでございます。

以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

一括して御報告いただきましたけれども、何か御意見、御質問等ありましたらどうぞ。

山本第二部会長 先ほどのJR中央線の事後調査報告、11ページの騒音の部分の建設機械の稼働に伴うもので予測結果を9dB上回ったということですが、事務局の報告のとおり、高架ができた際にその高架の下で工事をやっているものですから、せっかく壁を立てても全く効き目がない状況が出ているのですね。アセスをやるときにはそういうことを想定していないで予測しているものだから、騒音としては下がる予定だったのだけれども、実際に工事をやると、高架の下でやっていたということで、もう既に工事は終わっているのかもしれませんが、まだ続くようであれば、高架の裏側を通じて音が到来しているから、その点に注意をして、騒音対策を一度やってくださいということを伝えておいてください。

小島審議会会長 何かコメントがありましたらどうぞ。

宗野アセスメント担当課長 事業者の方にそのように伝えたいと思います。

私も、このように9dBと大きかったものですから、事業者の方に確認をいたしまして、高架

のところとつながる形まではできていませんでしたが、高いということを確認した後、できるだけ高く、上まではつながっていませんでしたが、できるだけ仮囲いなどを上げたり、囲むような形にしていることを一応確認しております。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

1つよろしいですか。今日の会議次第の16ページで大井ふ頭その1・その2間埋立事業についての変更届の報告をいただきましたけれども、この中で昨今はやりの液状化対策が詳細設計の結果、対策が必要であるとして書いてあるのですが、変更届の図面を見ると、概略設計からほとんど設計は変わっていないで、要するに液状化の必要性を感じて、液状化に対する大々的なサンドコンパクションパイルを入れたりしているみたいですが、ここに至った経緯が詳細設計でこれが分かったというか、多分調査時のデータでこうだったのを、本来はそこで分かったかもしれないなということを含めて、多分例の地震の前後で少し液状化に対する世の中あるいはこういうものを設計する人の考え方も変わってきたということだと思うのですが、今後にもこういうことは出てくると思うので、その辺の経緯がどうだったかというのはもう少しちょっと分かったらありがたい。変更届そのものについては液状化をこれだけやって、非常に結構な話ですから、これに対しては別に異論はございませんし、そのとおりだと思うのですが、今後の参考のためにそういう経緯が分かったら、ディスカッションの中でどういうことがあったか御説明いただければありがたいと思います。

宗野アセスメント担当課長 その経過につきましては、事業者の方に確認を、ここではちょっと私の方で明確にその経過が分からないものですから、後日整理してどのような経過であったのか報告させていただきたいと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

先ほども言いましたように、今後の参考のためにお聞きしたいということですから、その辺をよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

それでは、ほかに特に御発言がないようでございますので、受理関係についてはこれで終わりにしたいと思います。

そのほか全体を通じまして何か御意見、御質問等ございますか。

山本第二部会長 資料が1つ、東京電力のものがあるのですが、これはどういう扱い

になるのですか。

宗野アセスメント担当課長 これは法アセス案件、火力発電所の審議をいただいておりますけれども、都民の意見に対しての見解書が事業者から4月の初めに提出されましたので、それを参考に机上に置かせていただいているというものでございます。通常の条例の案件では、見解書については特に置いていないのですけれども、法アセスの案件は件数が少ないものですから、一応机上に置かせていただいているというものでございます。内容の説明については省略させていただきたいと思っております。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

ほかに全般を通じて何かございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、これをもちまして本日の審議会を終わります。

どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、それでは退出してください。

(午前11時10分閉会)